

平成24年度 第2回
評 議 員 会

平成24年 8 月 27日 (月)

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成24年度 第2回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成24年8月27日（月）
午後6時10分から午後6時48分まで
- 2 開催場所 武蔵野商工会館 3階 消費生活センター 講座室
東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号
- 3 評議員の現在数 10名
- 4 出席評議員数及び氏名
評議員 8名
議長 三輪 博行 評議員 斉藤 シンイチ
評議員 川名 ゆうじ 評議員 鈴木 省悟
評議員 森田 邦夫 評議員 伊藤 隆司
評議員 小美濃 純彌 評議員 江幡 五郎
- 5 定足数 7名
- 6 欠席評議員数及び氏名
評議員 2名
評議員 阪本 博也 評議員 阿部 敏哉
- 7 傍聴者 1名
- 8 諮問事項
諮問第5号 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（案）について
諮問第6号 寄附金等取扱規程（案）について
- 9 議事録署名人の選任
三輪議長から本日の出席者について、寄附行為第36条の規定による定足数を満たしているので、本評議員会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本評議員会の議事録署名人に伊藤評議員、そして小美濃評議員の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

10 議事の経過及び結果

諮問第5号 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（案）について

中村総務課長から提案理由の説明がなされた。

小美濃評議員から、別表第一に常勤役員として常務理事の報酬の記載がないことについて質問がなされた。

中村総務課長から、現在、常務理事は市の派遣職員であるため報酬支給の対象ではないが、報酬支給の対象となる常務理事が就任するときは、規程を改正する旨の回答がなされた。

川名評議員から、第2条第5項に定める期末手当の具体的運用についての質問がなされ、中村総務課長から、市の期末勤勉手当に準じて支給している旨の説明がなされた。さらに、川名評議員から、今回の規程制定の趣旨は実際の運用と規程の文言に誤解が生じないようにするためのものであるか質問がなされ、中村総務課長から、公益法人移行に伴い過大な報酬にならないように設定した旨の回答がなされた。

川名評議員から、報酬は仕事の内容に応じるものであるため、利益が上がったら報酬も上げるような柔軟に対応いただきたい旨の意見がなされた。また、定款第23条第4項の解釈及び市の職員が抵触するものかどうかについて質問がなされた。

中村総務課長から、利害関係が生じる方を除外するため、定款の定めにより選任した旨の回答がなされた。

斉藤評議員から、理事会及び評議員会の開催要件及び回数について、並びに、旅費等の扱いの差異について質問がなされた。

中村総務課長から、公益法人移行後は、評議員会が最高決定機関となり、重要な案件は評議員会、通常の運営の中身に関しては理事会が決定することとなること、旅費等費用についての考え方に差異がない旨の回答がなされた。

さらに、斉藤評議員から、評議員会が最高決定することによって開催回数が増えるのではないか、また、業務に関係する案件で評議員会が決定しなければならない事例はどのようなものがあるのかについて質問がなされた。

中村総務課長から、通常の運営に関しては理事会で決定することとなるため、評議員会の開催回数は減少する旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第6号 寄附金等取扱規程（案）について

中村総務課長から提案理由の説明がなされた。

小美濃評議員から、第10条の改廃は理事会でとなっていることに対して、役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第9条の改廃は評議員会となっていることについて質問がなされた。

中村総務課長から、役員報酬については定款で評議員会が定めることとなっているため、また、寄附金については通常の運営上の問題であり東京都の雛形に準じたため理事会が改廃する旨の回答がなされた。

川名評議員から、第3条に関して、条件の無い寄附、例えば利用価値の低い土地等を受領しなければならないのかどうかという質問がなされた。

中村総務課長から、第3条第3項の規定に基づき寄附を辞退するかどうかについて理事長が判断する旨の回答がなされた。

さらに、川名評議員から、第3条第3項中「おそれがあるときは」の判断の最終決定は理事長が行うのかどうかについて質問がなされた。

河中常務理事から、理事長の判断が困難な場合は、理事会に諮り決定する旨の回答がなされた。

さらに、川名評議員から、細則等で寄附金額に応じて決定機関を定めるかどうかという意見がなされ、河中常務理事から、検討する旨の回答がなされた。

斉藤評議員から、現在の寄附行為に定める基本財産及び運用財産について、定款における規定等の取り扱いについて質問がなされた。

中村総務課長から、基本財産は公益目的財産となり、老後福祉基金は用途が明確ではないため遊休財産と看做されると想定している旨の回答がなされた。また、老後福祉基金規程については、公益法人移行までに規程整備をする旨の説明がなされた。

斉藤評議員から、規程整備のスケジュール及び分量について質問がなされ、中村総務課長から、例規集に掲載している規程の整備について12月頃に諮る予定であり、分量については大幅に変わることはない旨の回答がなされた。

江幡評議員から、第7条中「閲覧等」の「等」の解釈について広報誌への掲載も含まれるのかどうかという質問がなされ、先の第3条に関する質問については第9条の委任規定により整理できるのではないかという旨の意見がなされた。

中村総務課長から、広報誌への掲載について、及び、委任規定による整理については今後検討する旨の回答がなされた。

森田評議員から、遊休財産の取扱規程について東京都と早めの打ち合わせをすることについて助言があり、また、第3条第3項第3号中「生じる認められる」について「生じると認められる」に字句の修正意見がなされた。

中村総務課長から、字句を修正する旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は第3条第3項第3号の字句の修正を加えて承認された。

10 報告事項等

報告事項 公益認定申請の状況について（当日配布）

中村総務課長から、公益認定申請の状況について東京都に訪問し申請についての調整を行っており、9月中に申請の可否について再確認する予定である旨の報告がなされた。

森田評議員から、現役員及び現評議員の任期と公益移行後の役員及び評議員の任期について質問がなされ、中村総務課長から問題ない旨の回答がなされた。

以 上

本評議員会の議事を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成 24 年 11 月 22 日

議長 _____ 三 輪 博 行 _____ (印)

議事録署名人 _____ 小美濃 純 彌 _____ (印)

議事録署名人 _____ 伊 藤 隆 司 _____ (印)